

全国の漁業関係者、関係団体 各位

漁業権 10年消滅の暴論を認めた 2018年福岡高裁判決の破棄を 最高裁に求める闘いへの、ご賛同・ご協力をお願いします

有明海漁民・市民ネットワーク

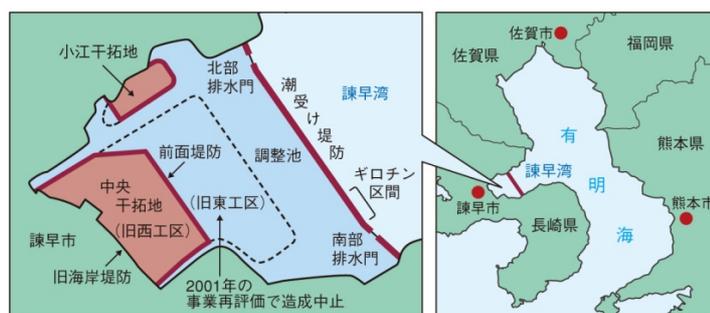
私たち、有明海漁民・市民ネットワークは、有明海沿岸4県の漁業者を中心に、市民や研究者、弁護士など、約700名が参加する団体として、有明海の再生をめざして活動しています。昨年7月に福岡高裁が、漁業権10年消滅論を根拠に、諫早湾排水門の開放を命じた確定判決を事実上無効化する判決を出したことを契機に、全国沿岸漁民連絡協議会（JCFU）に加入しました。

この請求異議訴訟福岡高裁判決に対する上告審の口頭弁論が、来る7月26日に行われることになりました。これにより、2018年福岡高裁判決の破棄・差し戻しの可能性が高まりました。そこで、私たちは、有明海再生と農業・漁業の共栄による円満解決を願い、最高裁に対し、新たな和解の道を示すよう求める別紙の要請を行います。

以下に、諫早湾干拓事業をめぐる問題の背景や争点を、あらためて整理しましたので、全国の沿岸漁民のみなさまにおかれましても、ぜひ、この問題をご理解いただき、私たちの要請に賛同していただきますよう、お願いいたします。

1) 諫早湾干拓事業による有明海の漁業被害

諫早湾干拓事業は、有明海の西側に位置する諫早湾奥部を7kmの潮受け堤防で閉め切り、3550haもの広大な干潟・浅海域を潰して、内部堤防内に942haの営農地を創出した複式干拓です。有明海は「宝の海」と呼ばれ、主に底層に棲む特産魚やタイラギなどの貝類が豊富に獲れる豊饒の



海でした。ところが、この諫早湾干拓事業によって、魚類の産卵成育の場だった諫早湾干潟が消滅し、閉め切りによる潮の流れの変化から赤潮や貧酸素水塊が頻発し、深刻な漁業不振が続いています。閉め切られた堤防の内側にある調整池に周辺の河川等から流れ込んだ水は、一定水位まで溜め込まれた後に、水質悪化した「毒水」となって有明海に排出されています。

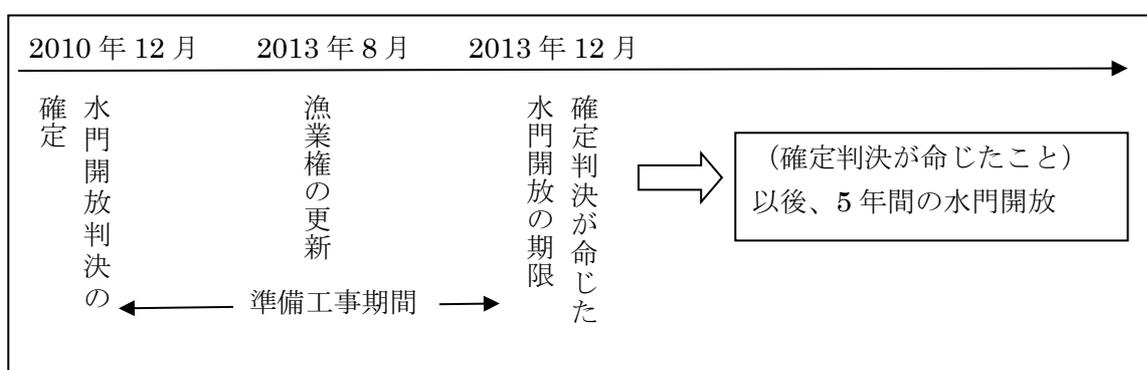
2) 開門調査の提言と開門確定判決を無視する農水省

2000年12月のノリ大不作を契機に設置された第三者委員会は、南北二つの排水門を長期間開放する調査を求める見解を2001年12月に出しました。しかし、農水省はこの見解を未だ実

行していません。水門開放なくして有明海再生はないことから、漁業者はこれを強く求めて裁判でも争いました。そして、2010年12月、漁業被害と干拓事業の因果関係を認めて水門開放を命じた司法判決が菅内閣の上告見送りによって確定しました。判決は3年以内の準備工事後に5年間の水門開放を命じるものでした。ところが、農水省は、確定判決の履行をサボタージュし続けているのです。確定判決を守らないことに対して制裁金が科せられると、農水省は、この制裁金支払いの免除を求めて裁判を起こしました。

3) 請求異議訴訟での漁民側敗訴……漁業権10年論

一審の佐賀地裁は農水省の主張を退けましたが、二審の福岡高裁は、あろうことか農水省の主張を認め、制裁金支払いの免除を認めてしまったのです。しかも、その理由は、原告漁民が持つ開門請求権の根拠となる漁業権は10年毎に更新されており、判決確定後に更新された漁業権は新たなものであるから、開門請求権の根拠となった漁業権は失効しているという暴論でした。



こんな判決が認められてよいのでしょうか。

確定判決は、漁業権の更新など前提にしておらず、3年の準備期間と5年間の水門開放を命じているのです。福岡高裁の判決は、実質的に確定判決を守らなくてよいとするものに他なりません。こんな判決が最高裁でも認められてしまったら、裁判制度そのものが成り立ちません。獲得した勝訴確定判決が10年毎の漁業権更新によって無効化されてしまうならば、もはや裁判で救済を求めることは実質的に不可能になってしまいます。このことは、有明海だけではなく、全国の漁業者にも通じる重大問題です。

4) 最高裁の公正な判断と新たな和解の場を求めて

原告漁民は直ちに最高裁に上告しましたが、過日最高裁より口頭弁論の呼び出しがありました。弁論期日は7月26日です。ついては、全国の沿岸漁業者のみなさんにお願ひがあります。私たち有明海漁民・市民ネットワークでは別紙のとおり最高裁へ要請を行うのですが、この要請に団体及び個人で賛同していただけないでしょうか。全国の漁業者も今回の最高裁判断を自分のこととして注目していることを伝え、最高裁が妥当な判断をするよう促したいのです。賛同一覧を添えた要請文は漁業者側弁護団を通じて最高裁に提出します。

賛同募集期間が短く、急なお願いで恐縮ですが、何卒よろしくお願ひいたします。

5) 賛同の方法

最高裁への要請に賛同していただける漁業関係者の方は、この呼びかけ文と一緒に送りした「開門確定判決と漁業権を守れ！」というプラカード (PDF ファイル/A3 判) を持って、集合写真を撮っていただき、その写真データを下記までメールでお送りください。プラカードの PDF ファイルは下記からダウンロードすることもできます。また、プラカードは各自で自由に作成していただいても構いません。

●プラカードのダウンロード

<http://www.ariake-gyomin.net/info/1907placard.pdf>

●写真データの送り先

有明海漁民・市民ネットワーク 事務局 ph@ariake-gyomin.net

データ送付にあたり、団体名（差し支えなければ、所属漁協名・個人名・船名も）をお知らせください。

●締切 2019年7月22日（月）

有明海漁民から全国の沿岸漁民のみなさまへ



賛同のご支援よろしくお願いたします

有明海漁民・市民ネットワーク